

パンテチン製剤

イブコン[®]注20%
Ipcon[®] Injection 20%

イブコン注20%はパンテチンを20%含有する動物用注射剤です。

本物質は蛋白質・脂肪・炭水化物の代謝、アセチル化やグリシン抱合などの薬物解毒およびアセチルコリンやステロイドの生合成を司る補酵素 (CoA) の前駆物質として重要な役割を果すことが知られています。

パンテチンの薬理作用は血清コレステロール低下作用、血清HDL-コレステロール増加作用、脂肪酸酸化促進作用のほか胃腸運動亢進作用等が認められており、ヒトの臨床においては脂質代謝異常改善剤、便秘、開腹手術後の腸管麻痺の改善剤として広く活用されております。

イブコン注20%は動物において、牛・豚の消化器病および牛の開腹手術後の消化器機能低下に対する治療剤として有用性が認められております。また主成分のパンテチンはCoA前駆物質であるため残留性に問題がなく、安全性が高く、開腹手術後の衰弱時および妊娠中の牛・豚にも投与が可能であり、臨床の場で使い易い注射剤です。

【成分及び分量】

品名	イブコン注20%
有効成分	パンテチン
含量	1 mL中 200 mg

【効能又は効果】

牛：前胃アトニー、食滞、後胃アトニー、開腹手術後の食欲不振及び胃腸運動低下
妊娠時及び授乳時の母豚：食滞・便秘等に伴う食欲不振

【用法及び用量】

牛：1日1回体重1kg当たり本剤として下記の量を1～3日間静脈内に注射する。

牛：0.025～0.05 mL

妊娠時及び授乳時の母豚：1日1回体重1kg当たり本剤として下記の量を1～4日間筋肉内に注射する。

妊娠時及び授乳時の母豚：0.025～0.05 mL

【使用上の注意】

「基本的事項」

1 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
- ・使用時には、ゴム栓を70%アルコールで消毒すること。
- ・本剤を分割投与する場合は、速やかに使用すること。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・注射針は必ず1頭ごとに取りかえること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・本剤の保管は直射日光、高温を避けること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が誤って眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。

(牛及び豚に関する注意)

- ・牛において静脈内注射を行う場合、注射時に注射針が血管内に確実に入っていることを確認して投与すること。
- ・妊娠時及び授乳時の母豚において筋肉内注射を行う場合、注射時に注射針が血管あるいは臓器内に入っていないことを確認して投与すること。
- ・静脈内注射する際は、注射速度をできるだけ遅くすること。
- ・筋肉内注射で連続投与する場合には注射部位を変えること。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

「専門的事項」

①対象動物の使用制限等

- ・牛：腸結石症及び胃腸管捻転の疑いのある動物には投与しないこと。

【包装】

50 mL × 10 (バイアル入り)、100 mL × 1 (バイアル入り)

【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Seika ファルマ株式会社
生物産業事業本部 動薬飼料部
〒104-8002
東京都中央区京橋二丁目4番16号
<https://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

【販売元】

Meiji Seika ファルマ株式会社

〒104-8002 東京都中央区京橋2-4-16

【製造販売元】

フジタ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。